

大江小学校 いじめ防止基本方針

平成30年 4月 1日改定

令和 4年 4月 1日改訂

はじめに

ここに定める「海津市立大江小学校いじめ防止基本方針」は、平成25年6月28日公布、平成25年9月28日施行された「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という）の第13条を踏まえ、本校におけるいじめ問題等に対する具体的な方針及び対策等を示すものです。

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（法：第2条）

(2) 学校としての構え

・学校は、次の4つの約束を児童と交わしました。（令和4年4月）

- 1 あなたのことを、大江小の先生達は最後まで応援しています。
- 2 あなたの心を傷つけたり、がんばりを邪魔したりする子がいたら、大江小の先生達はみんなで注意し、あなたを守ります。
- 3 あなたが困ったことがあれば、大江小のどの先生も相談にのります。
- 4 あなたが困っていることを解決するために、大江小の先生達はみんなで協力して、全力で取り組んでいきます。

・児童の心身の安全・安心を最優先に、危機感をもって未然防止、早期発見・早期対応並びにいじめ問題への対処を行い、児童を守ります。

2 いじめの未然防止のための取り組み（自己有用感を高める取り組み）

(1) 魅力ある学級・学校づくり

- ・学ぶ楽しさや分かる喜びを味わうことができる授業づくりを目指します。
- ・仲間と関わり、自己存在感を味わいながら、よさを認め合う学級経営を充実します。
- ・「学級・学校に居場所がある」ということが感じられるよう、全教職員が教育相談に努めます。

(2) 生命や人権を大切にする指導（豊かな心の育成）

- ・様々な人と関わり合うことを通して、他人の心の痛みや生きることの喜び等を理解できるよう、自然や生き物との触れ合いや幅広い世代との交流など豊かな体験活動を充実します。
- ・正しい知識をもとに、感染予防に積極的に取り組み、自分の命と周りの人の命を大切にする心を育てます。

(3) 学級や学年等の集団活動を支える児童会活動や異年齢集団での活動の充実（自己指導能力の育成）

- ・友だちのよさを認め励ますよいことみつけとしての「あやの花」の活動を充実します。

(4) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ・児童と外部講師等による研修の場を設けます。（「あったかい絆宣言」の推進）

3 いじめの早期発見・早期対応

(1) アンケート調査等の実施を含めた的確な情報収集、校内連携体制の充実

- ・日常的な声かけ、定期的なアンケートの実施等で児童のわずかな変化の把握に努めます。
- ・生徒指導交流を実施し、気になる児童の様子について交流し全職員で情報の共有化を図ります。

(2) 教育相談の充実

- ・「先生あのね相談」において、児童全員と個別の懇談を実施します。
- ・生徒指導主事や教育相談主任を中心に、校内の全教職員が協力し、保護者や関係機関等と積極的に連携を図ります。

(3) 教職員の研修の充実

- ・職員会や現職研修を充実します。

(4) 保護者との連携

- ・いじめの事実が確認された際には、いじめた側、いじめを受けた側ともに保護者への報告を行い、児童の今後に向けて、一緒になって取り組んでいこうとする前向きな協力関係を築くことを大切にします。

(5) 関係機関等との連携

- ・教育委員会や警察、子ども相談センター、民生児童委員、学校評議員等とのネットワークを大切に、早期解決に向けた情報連携と行動連携を行い、問題の解決と未然防止を図ります。

4 いじめ未然防止・対策委員会の設置

- ・いじめの未然防止、早期発見・早期対応等を実効的かつ組織的に行うため、また、重大事態の調査を行う組織として、以下の委員により構成される「いじめ未然防止・対策委員会」を設置します。

構成員

学校職員：校長、教頭、生徒指導主事、学年主任等

学校職員以外：保護者代表、学校評議員、スクールカウンセラー、民生児童委員、人権擁護委員

5 いじめ未然防止、早期発見・早期対応の年間計画

- ・年間計画を作成し、計画的、継続的な取り組みを進めます。しかし、新型コロナウイルス感染予防による対応により、方法や時期を変更して取り組む場合があります。

6 いじめ問題発生時の対応

(1) いじめ問題発生時・発見時の初期対応

- ・「いじめ未然防止・対策委員会」を核に、事実確認や情報収集、保護者との連携等、役割を明確にした組織的な動きをつくります。

(2) 「重大事態」と判断された時の対応

- ・児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときについては、教育委員会の指導の下、警察署など連携し対応を進めます。

7 学校評価における留意事項

- ・学校評価において早期発見、再発防止の視点を加味し、学校の取り組みを評価します。

8 個人情報等の取扱い

- ・アンケート調査等が資料として重要となることから、適正に5年間保存します。